

保育士修学資金

－ 貸付・返還の手引き －

令和7年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

電話：023-633-7739

※申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロード
できます。 山形県福祉人材センター <https://www.yngt-shakyo-j2.info/>

目 次

1. 保育士修学資金貸付制度について	1
2. 借入申請から資金交付までの流れ	5
3. 養成施設に在学中の手続き	6
4. 養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	7
5. 養成施設を卒業後の手続き（返還の場合）	9
6. 様式集	14

1. 保育士修学資金貸付制度について

【 概 要 】

- 1 この資金は山形県における保育士の確保を図るため、厚生労働大臣が指定する保育士養成施設（※1 以下、養成施設という。）に在学し、卒業後、山形県内（※2）において保育士としての児童の保護等の業務（以下、保育業務という。）に従事しようとする方に無利子で貸付ける資金です。
- 2 養成施設を卒業後、1 年以内に山形県内（※2）において保育業務に従事し、かつ、引き続き 3 年間（※3）従事した場合は返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

（※1）児童福祉法第 18 条の 6 に基づき、都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設。

（※2）国立児童自立支援施設等で従事する場合等、一部県外も含みます（以下、山形県内*同じ）。

（※3）国立児童自立支援施設等で従事する場合においては原則 5 年間となります。

（1）貸付制度の根拠

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱
- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度運営要領
- ・ 山形県保育士修学資金貸付事業事務取扱要領（山形県制定）

（2）実施主体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

（3）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 保育士の養成施設に令和 7 年 4 月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内*において保育業務に従事しようとする方
- 追加要件〈県外の養成施設の場合〉
養成施設入学前の 1 年の期間、本人またはその配偶者若しくは一親等の親族が山形県内に住民登録している方
- ② 優秀な学生（成績証明書の評定 5 段階平均 3 以上を目安とする）であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方
- ③ 他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方

（4）貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する期間です。ただし、2 年間を限度とします。

（5）貸付内容

貸付金額は、下記の金額を上限とします。

- ① 修学資金月額 50,000 円または高等教育の修学支援新制度における授業料等減免後自己負担額のいずれか低い方の額。

- ② 入学準備金 200,000 円（初回の貸付時）
- ③ 就職準備金 200,000 円（最終回の貸付時）
- ※最終学年の方のみ就職準備金だけを借りることも可能

（６）貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は年３％の延滞利子を徴収します。

（７）連帯保証人

連帯保証人は１名必要です。

連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、全ての返還義務を負担していただきます。

（８）申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付けの申請手続きは、在学する養成施設を経由して行うことになります。

- ① 保育士修学資金貸付申請書（第１号様式）
- ② 養成施設の在学証明書
- ③ 養成施設長の推薦状（第２号様式）
- ④ 住民票謄本（発行後３か月以内、個人番号以外省略のないもの）
- ⑤ 直近に在学していた学校（高等学校等）の成績証明書
- ⑥ 生計維持者（原則として父母）の収入を証明する書類
 - ア）給与所得のみの場合
→ 市町村の所得証明書と直近の給与支給明細書の写し
 - イ）営業所得、農業所得などの給与所得以外の所得がある場合 → 確定申告書の写し
 - ウ）年金収入がある場合 → 年金振込通知書または公的年金等の源泉徴収票の写し
- ⑦ 保証人の収入を証明する書類（上記⑥参照）
- ⑧ 入学時に４５歳以上であり、かつ離職して２年以内の場合は離職証明書
- ⑨ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑩ 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の採用決定に係る通知（授業料等減免額がわかる書類。※予約採用者のみ）
- ⑪ 返信用封筒及び通信用切手（封筒サイズは角型２号。切手は１８０円分）

（９）貸付の決定

貸付の可否は、貸付審査会で審査のうえ決定します。貸付決定の場合、県社協会長と借受人との間で貸付に係る契約を締結していただきます。

（１０）資金の交付

貸付金は年に２回分割交付とし、指定の口座に振り込みます。ただし、貸付決定後の第１回目の修学資金等の交付は８月上旬頃の予定です。

- ① 入学準備金は、初回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。

② 就職準備金は、最終回交付時に月額貸付金と合わせて交付します。

(11) 貸付の打切り（貸付契約の解除）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の修学資金の貸し付けを打切ります。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(12) 貸付の休止

借受人が、当該養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その翌月から修学資金の貸付を休止します。

(13) 資金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① (11) に該当した場合
- ② 養成施設を卒業後 1 年以内に保育士として登録せず、または山形県内*において保育業務に従事しなかったとき
- ③ 県内において保育業務に従事する意思がなくなつたとき
- ④ 保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなつたとき

返還は、貸付の必要がなくなつたときの翌月から開始していただきます。返還金は一括または月賦により、指定された金融機関口座へ送金いただきます。

原則一括による返還となり、山形県内で業務に従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなつた場合のみ月賦による返還が可能です。

月賦による返還期間は、修学年限が 2 年以上の養成施設にあつては修学年限の 2 倍、修学年限が 1 年の養成施設にあつては 3 年とします。

(14) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができます。

- ① 借受人が、修学資金の貸付を中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 借受人が、当該養成施設を卒業後、山形県内*において保育業務に従事しているとき
- ③ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると認められるとき

借受人には、修学資金の返還猶予を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還猶予申請書（第 14 号様式）」を提出していただきます。

(15) 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還を免除することができます。

- ① 借受人が、当該養成施設を卒業後 1 年以内に保育士の登録を行い、山形県内*で保育業務に就き、引き続き 3 年間（県外等は 5 年間）その業務に従事した場合【全額免除】
- ② 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合【全額免除】
- ③ 借受人が、2 年以上、山形県内*で保育業務に従事し、心身の傷害により業務に従事することが出来なくなった場合等特別な事情がある場合【一部免除】
- ④ 借受人が死亡し、又は障害、行方不明等により修学資金の返還が困難であると認められるとき【全額又は一部免除】

借受人には、修学資金の免除を希望する場合、関係書類を添えて「修学資金返還免除申請書（第 15 号様式）」を提出していただきます。

(16) 在学証明書等の提出

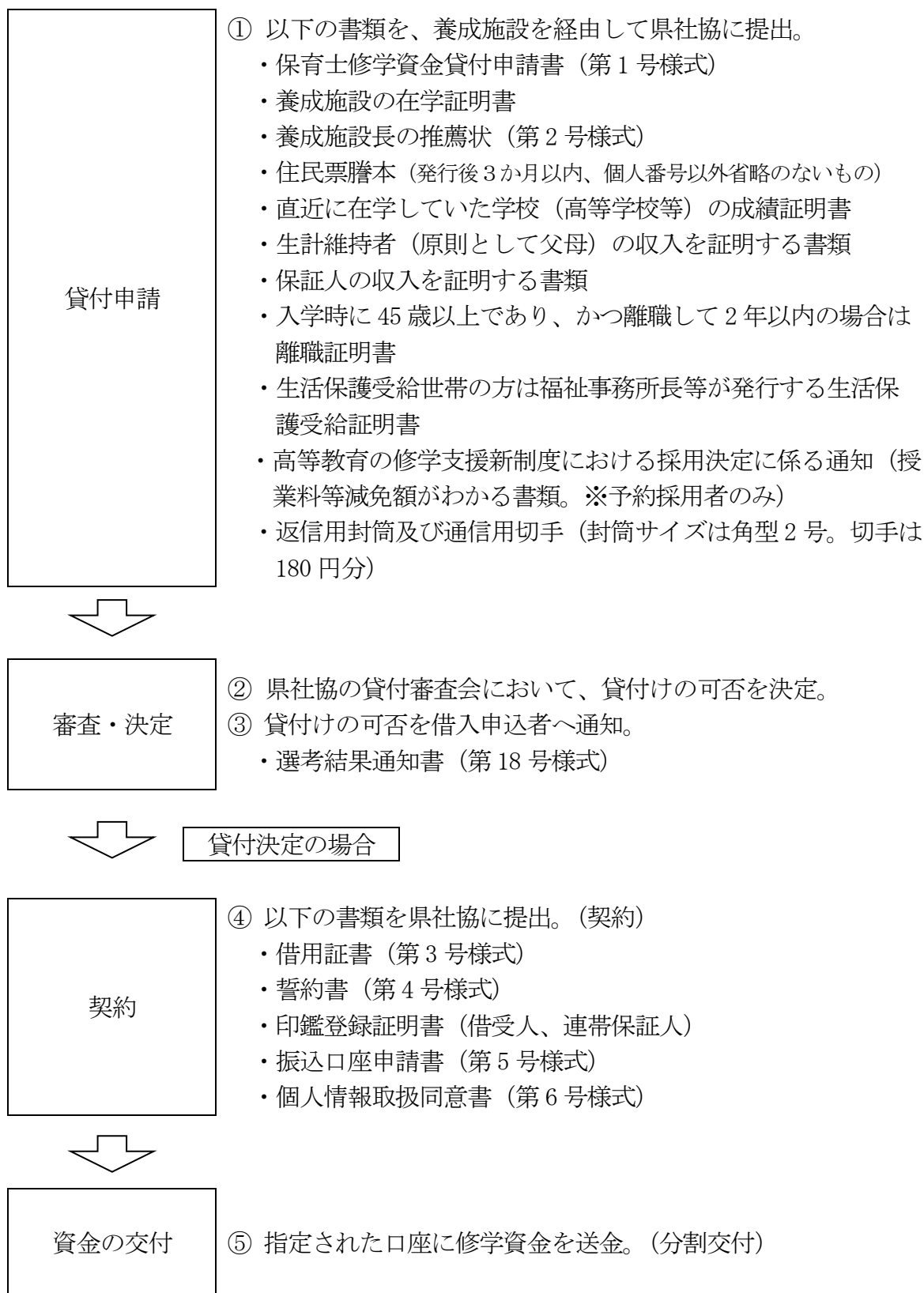
借受人には、当該養成施設を進級した場合、当該日から 1 ヶ月以内に在学証明書及び履修証明書を提出していただきます。

(17) 届出義務について

借受人（親族及び連帯保証人）には、次に掲げる事情が生じた場合、県社協会長に届出を提出する必要があります。

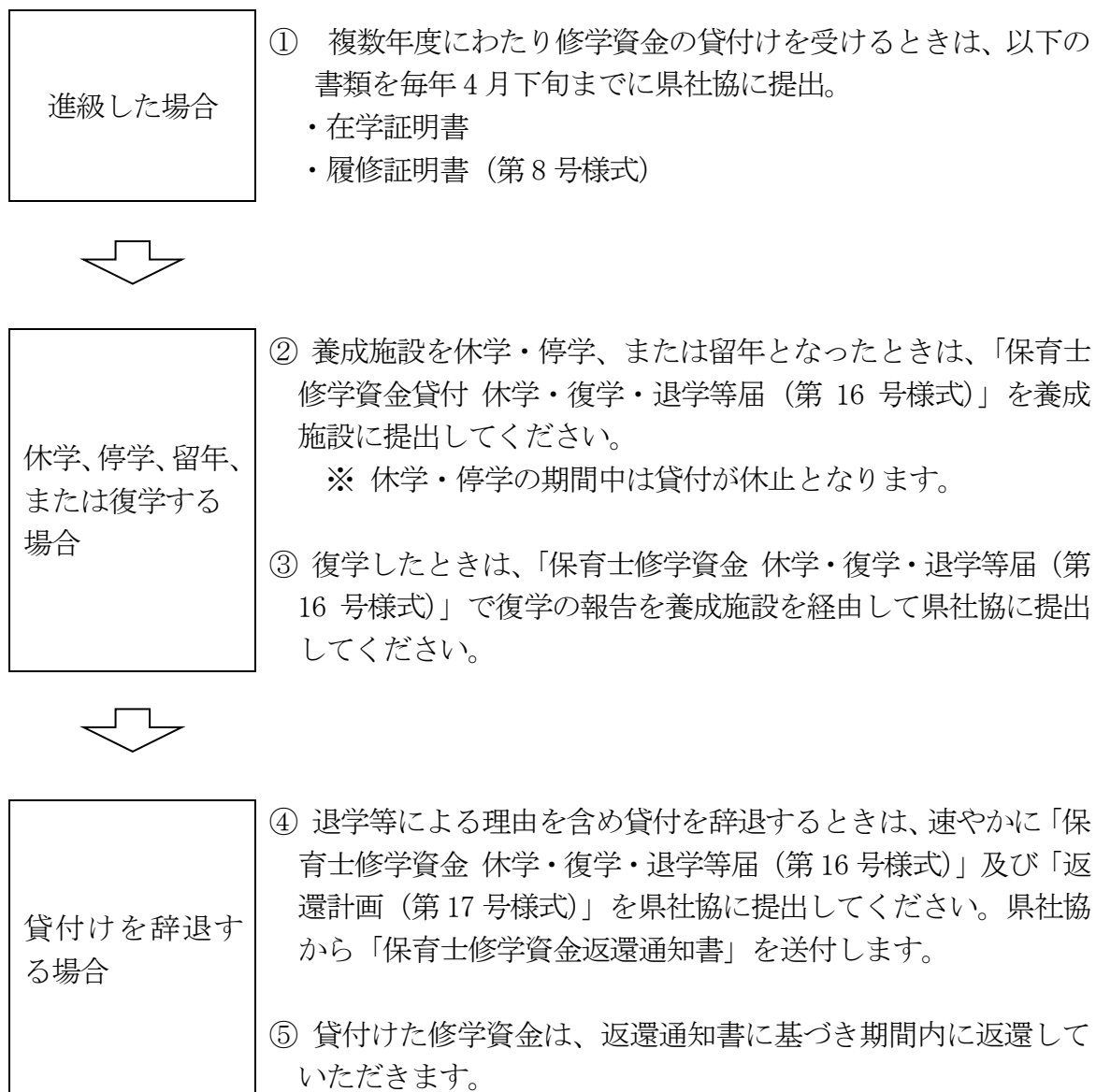
- ① 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- ② 借受人が休学、復学、転学、退学したとき
- ③ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- ④ 借受人が留年したとき
- ⑤ 修学資金の借受けを辞退するとき
- ⑥ 貸付決定後に、高等教育の修学支援新制度における授業料等の減免を受けるときまたは減免される金額が増えるとき
- ⑦ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき
- ⑧ 借受人が本県において介護・相談援助等の業務に従事したとき
- ⑨ 借受人が業務従事先を変更したとき

2. 借入申請から資金交付までの流れ



※ 在学中、進級した場合は「在学証明書」及び「履修証明書（第 8 号様式）」を県社協へ提出。

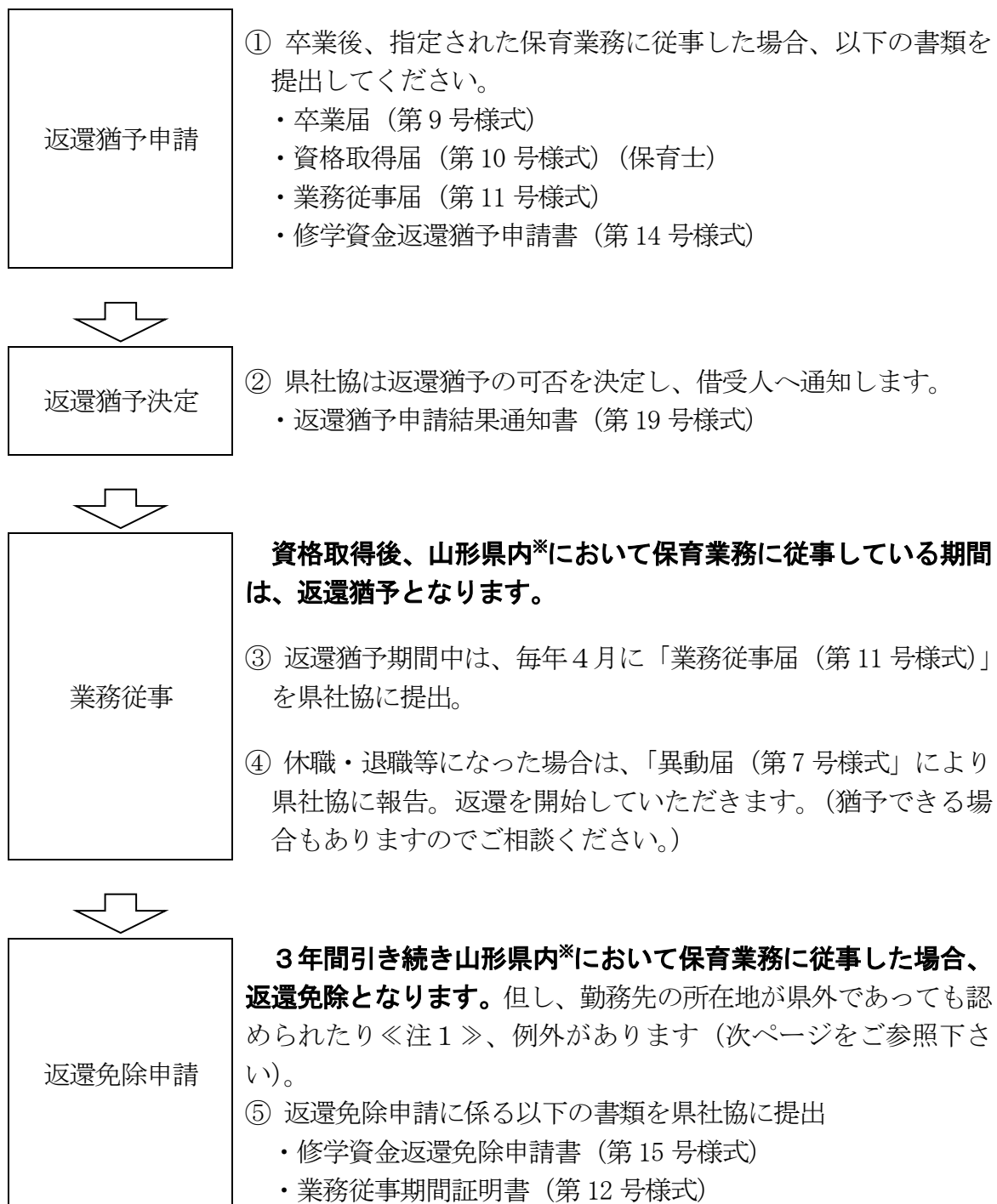
3. 養成施設に在学中の手続き



※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただきます。

4. 養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

◎当該養成施設を卒業（資格取得）し、1 年以内に山形県内※において保育業務に従事した場合には、返還の猶予、さらには指定した期間以上その業務に従事した場合には貸付けた修学資金の返還を免除することができます。





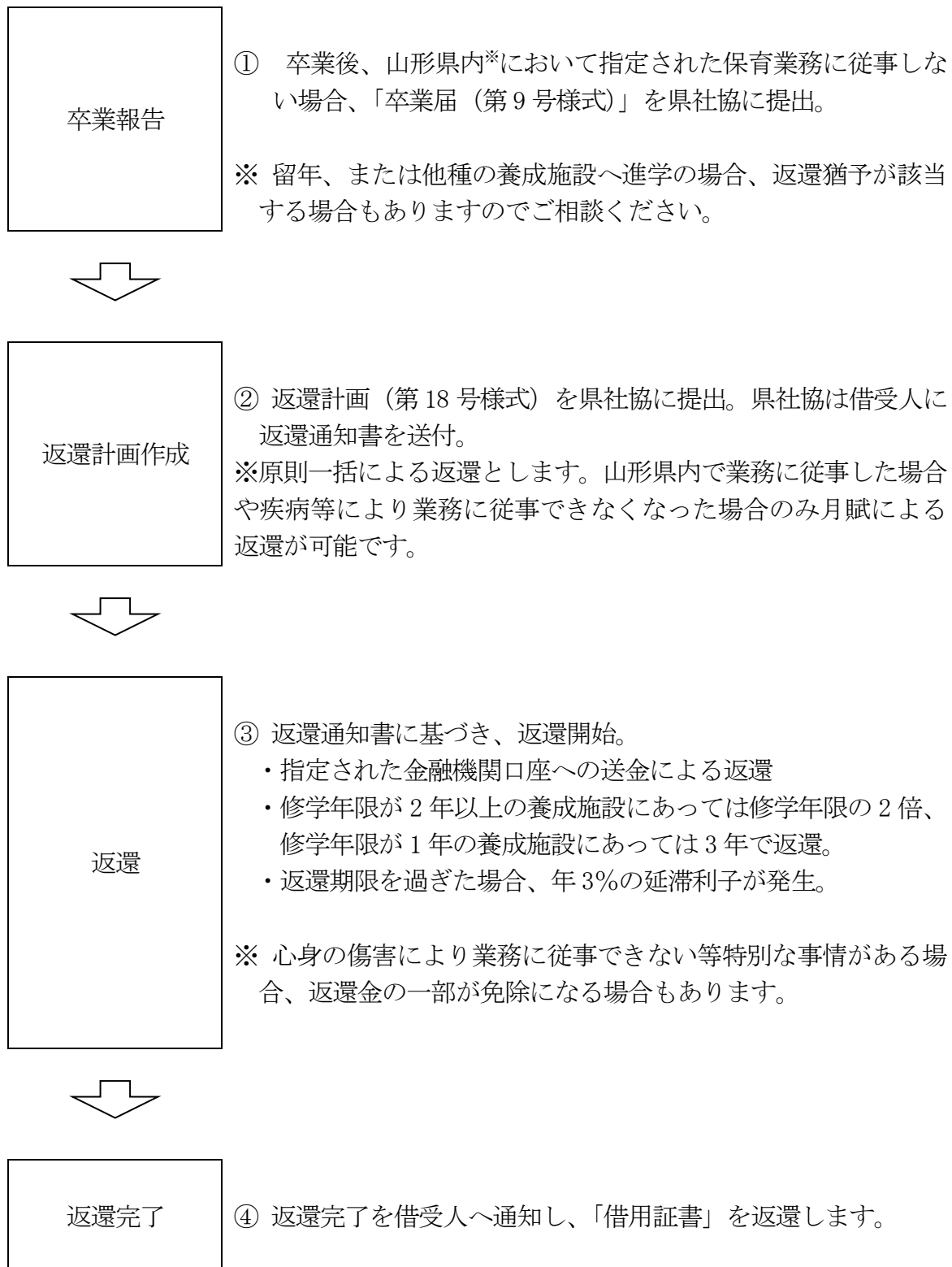
返還猶予決定

- ⑥ 県社協は返還免除の可否を借受人へ通知し、「借用証書」を返還します。

《注1》勤務先の所在地が県外であっても認められる場合（返還免除の業務従事原則5年間）
国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国区。

5. 養成施設を卒業後の手続き（返還の場合）

◎当該養成施設を卒業後1年以内に、山形県内※において保育業務に従事しない場合



6. 手続きに必要な提出書類一覧

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付けを申請するとき	貸付申請書	様式 1	その他、必要書類を添付してください。
	在学証明書		
	住民票謄本		
	推薦状	様式 2	
貸付が決定したとき	借用証書	様式 3	貸付審査後、県社協は貸付けの可否を申請者に通知します。
	印鑑証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）		
	振込口座申請書	様式 5	
	個人情報取扱同意書	様式 6	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学証明書		進級した際、4月中旬までに県社協へ提出。
	履修証明書	様式 8	

(2) 貸付けの決定後、変更がある場合、または貸付けが解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	
休学・転学・停学等	休学・復学・退学等届	様式 16	貸付を停止します。
留年したとき			理由により貸付期間を延長します。
復学したとき			貸付を再開します。
退学したとき	休学・復学・退学等届	様式 16	返還開始通知を送付しますので、返還計画に基づき返還を開始していただきます。
貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	返還計画	様式 17	
死亡したとき	異動届	様式 7	死亡診断書等、事実を確認できる書類添付。
	返還計画	様式 17	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付終了）するとき	卒業届	様式 9	

借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	異動届	様式 7	
----------------------	-----	------	--

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
指定施設で保育業務に従事したとき	資格取得届	様式 10	登録証の写しを添付。 返済猶予期間中は毎年4月に提出。
	業務従事届	様式 11	
	返還猶予申請書	様式 14	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式 14	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、または返還免除申請に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき	業務従事届	様式 11	
	業務従事期間証明書	様式 12	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき（一部免除の申請をするとき）	返還免除申請書	様式 15	修学資金の貸付期間以上、指定施設で保育業務に従事した場合、返還義務の一部が免除になる場合があります。
	異動届	様式 7	
	業務従事期間証明書	様式 12	
貸付条件に定める業務に一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	返還免除申請書	様式 15	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事期間証明書	様式 12	

(4) 返還に至った場合、提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	返還計画	様式 17	

別表 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

1. 山形県の区域内において、以下の施設で保育士業務に従事

	法令通知等		施設等種別
ア	児童福祉法	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援センター
		第6条の2の2第4項に規定	放課後等デイサービス
		第7条に規定する右記の児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
		第12条の4に規定	児童相談所の児童を一時保護する施設
		第18条の6に規定	都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）
イ	学校教育法	第1条に規定する幼稚園のうち右記に示すもの	教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園への移行を予定している幼稚園
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
エ	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
オ	児童福祉法	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
カ	児童福祉法	第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成児童
キ	児童福祉法	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
ク	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	児童福祉法	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	第59条の2の規定により届出をした施設
			都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
			雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
コ			企業主導型保育事業

2. 全国を区域とする以下の施設において保育士業務に従事

- (1) 国立児童自立支援施設
- (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
- (3) 肢体不自由児施設「整肢療護園」
- (4) 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」

様 式 集

第1号様式	保育士修学資金	貸付申請書
第2号様式	保育士修学資金	推薦状
第3号様式	保育士修学資金	借用証書
第4号様式	保育士修学資金	誓約書
第5号様式	保育士修学資金	振込口座（申込・変更）申請書
第6号様式	社会福祉法人山形県社会福祉協議会保育士修学資金貸付に伴う個人情報 の取扱（同意書）	
第7号様式	保育士修学資金	異動届
第8号様式	保育士修学資金	履修証明書
第9号様式	保育士修学資金	卒業届
第10号様式	保育士修学資金	資格取得届
第11号様式	保育士修学資金	業務従事届
第12号様式	保育士修学資金	業務従事期間証明書
第14号様式	保育士修学資金	返還猶予申請書
第15号様式	保育士修学資金	返還免除申請書
第16号様式	保育士修学資金	休学・復学・退学等届
第17号様式	保育士修学資金	返還計画
第18号様式	保育士修学資金	選考結果通知書
－2様式	保育士等修学資金	貸付決定金額変更通知書
第19号様式	保育士修学資金	返還猶予申請結果通知書
第20号様式	保育士修学資金	返還免除申請結果通知書

※第13号様式は欠番となります

連 絡 先

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
(担当：山形県福祉人材センター)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号

TEL：023-633-7739 ／ FAX：023-633-7730
